

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正	総務文書課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福祉保健課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関の変更の届出	障害福祉課
○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正	経営支援課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	道路維持課
・道路の供用開始(5件)	〃
・公有水面埋立ての免許出願	港湾課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経営支援課
・肥料登録の有効期間の更新	農業経営課
・都市計画の図書の縦覧(4件)	都市政策課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	道路建設課
・落札者等(2件)	物品管理室
◎ 教育委員会告示	
・県指定文化財の指定	学芸文化課

告 示

長崎県告示第144号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第291号)の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県私立学校教育振興費補助金	私立の高等学校等における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図る。	補助対象者が高等学校等を運営するために要する経費。 <u>ただし、広域通信制課程は特別加算とし、その算定方法は別に定める。</u>	略		1	長崎県私立学校教育振興費補助金	私立の高等学校等における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図る。	補助対象者が高等学校等（ <u>広域通信制課程を除く。</u> ）等を運営するために要する経費	略	
2～23 略						2～23 略					

長崎県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
ひかり診療所	田島 光浩	長崎県諫早市福田町357-4	令和3年2月1日	令和9年1月31日
はただ歯科医院	畑田 健志	長崎県北松浦郡佐々町須崎免494番地1	令和3年2月1日	令和9年1月31日
みなと薬局	有限会社 好竹園 代表取締役 杉本 森人	長崎県松浦市志佐町浦免872-2	令和3年2月1日	令和9年1月12日

長崎県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
すみや薬局田平店	有限会社 すみや薬局 代表取締役 墨谷 泉	長崎県平戸市田平町小手田免945-5	令和2年12月31日
医療法人 山口耳鼻咽喉科医院	医療法人山口耳鼻咽喉科医院 理事長 山口 良二	長崎県島原市湊町76	令和2年12月31日

長崎県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	高原 龍平	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷579-313			令和3年1月15日
はり・きゅう	中村 武史	長崎県佐世保市名切町340-14			令和3年1月29日

長崎県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	あん摩マッサージ指圧	道井 佑弦	長崎県平戸市田平町山内免105番地A-101	長崎県平戸市田平町山内免105番地A-101	令和3年1月21日
新			長崎県平戸市田平町萩田免1729-9		
旧	柔道整復	吉田 幸平	長崎県大村市三城町700-A-105		令和3年2月1日
新			長崎県大村市池田新町838-7-203		

長崎県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	米崎 三夏	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷579番地193			令和3年1月29日

長崎県告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	公立小浜温泉病院	変更なし	令和3年4月1日
旧	雲仙・南島原保健組合 公立新小浜病院	雲仙市小浜町マリーナ3番地2	
新	変更なし	大村市大川田町880-2	令和3年2月1日
旧	訪問看護ステーションケアシステム サポートゆかり	大村市植松3-630-3	

長崎県告示第151号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和3年2月18日から適用する。ただし、別表(3)イについては、令和3年2月18日保証申込受付分から適用する。この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）	別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借換特則</td> <td> (1) 略 (2) 次に掲げる場合を除き、<u>他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。</u> ①及び② 略 </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		借換特則	(1) 略 (2) 次に掲げる場合を除き、 <u>他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。</u> ①及び② 略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借換特則</td> <td> (1) 略 (2) 次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。 ①及び② 略 </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		借換特則	(1) 略 (2) 次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。 ①及び② 略	略	
項目	内容																
略																	
借換特則	(1) 略 (2) 次に掲げる場合を除き、 <u>他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。</u> ①及び② 略																
略																	
項目	内容																
略																	
借換特則	(1) 略 (2) 次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。 ①及び② 略																
略																	
(4) 略	(4) 略																

長崎県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

1 施行者の名称

長崎市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成26年長崎県告示第649号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業
3・3・163号 大黒町恵美須町線
- 3 施行期間
自 平成26年6月27日 至 令和10年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

長崎県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市亀の甲町乙1786番3地先から 島原市亀の甲町乙1791番地先まで	令和3年2月26日

長崎県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市亀の甲町乙1792番地先から 島原市亀の甲町乙1793番1地先まで	令和3年2月26日

長崎県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 重尾長畑線	佐世保市萩坂町1750番1地先から 佐世保市萩坂町806番1地先まで	令和3年2月26日

長崎県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2

週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 星鹿港線	松浦市星鹿町北久保免字玄道寺473番30地先から 松浦市星鹿町里免字掛市場846番14地先まで	令和3年2月26日

長崎県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 久山港線	官公有無番地先（諫早市久山町1309番8）から 諫早市久山町1309番1地先まで	令和3年2月26日

長崎県告示第158号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月26日

比田勝港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和3年1月25日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県対馬市上対馬町古里字在所陰13番3から比田勝字ダラノ木1000番12の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

1,917.91平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県対馬市上対馬町古里字在所陰13番3、1番1、1番2、504番2、504番11、504番1、504番10、504番3、504番6、比田勝字ダラノ木1000番12、1000番11の各地内並びに古里字在所陽497番21から比田勝字ダラノ木1000番11に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

9,789.42平方メートル

(5) 埋立地の用途

港湾施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県対馬市厳原町宮谷224番地

長崎県対馬振興局

ウ 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

対馬市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三重店

長崎県長崎市京泊三丁目1929番13 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年10月13日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,820平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物南西側 80台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地南東側 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 150.0平方メートル

建物北東側 125.0平方メートル 合計275.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 9.0立方メートル

建物内北東側 10.42立方メートル 合計19.42立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ダイレックス株式会社 午前9時から午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地南西側 1箇所
建物敷地南東側 1箇所 合計2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和3年2月12日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第624号	米ぬか油かす及びその粉末	脱脂糠	窒素全量 2.5% りん酸全量 5.5% 加里全量 2.0%	福岡県北九州市小倉北区東港一丁目6番1号	カネミ倉庫株式会社 代表取締役 加藤 大明	平成15年 4月1日	令和3年 4月1日 から 令和9年 3月31日
長崎県肥第532号	魚かす粉末	8.0 魚かす粉末	窒素全量 8.0% りん酸全量 6.0%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏	昭和60年 3月4日	令和3年 3月4日 から 令和9年 3月3日
長崎県肥第533号	蒸製毛粉	12.0 蒸製毛粉	窒素全量 12.0%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏	昭和60年 3月4日	令和3年 3月4日 から 令和9年 3月3日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）土地区画整理事業 長崎駅周辺土地区画整理事業 （長崎市決

定)

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 3・4・101号 江戸町道ノ尾線（長崎市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 3・4・165号 長崎駅東西線（長崎市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）ごみ焼却場 102号 長崎市西工場（長崎市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画事業の事業計画の変更認可（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による島原都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和3年2月15日付け九州地方整備局告示第21号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画事業の種類及び名称

平成27年九州地方整備局告示第150号
島原都市計画道路事業 3・4・8号新山本町線

2 施行者の名称

長崎県

3 事務所の所在地

主たる事務所 長崎県土木部
従たる事務所 長崎県島原振興局

4 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
2 入札第170号 サージカルマスク
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年1月27日
- 6 落札者
長崎県長崎市岩川町5-19
平薬品産業（株） 代表取締役 平 大介
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
9,174,000円
- 8 入札公告日
令和2年12月18日
- 9 落札方式
最低価格

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
2 入札第176号 3層不織布マスク
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年2月5日
- 6 落札者
福岡県福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル2F
メディアインターナショナル（株） 代表取締役 江口 征成
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
3,015,375円
- 8 入札公告日
令和2年12月25日

9 落札方式
最低価格

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第1号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項、第34条第1項並びに第23条第1項及び第2項の規定により、令和3年2月18日付けをもって、次のとおり指定及び認定された。

令和3年2月26日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

県指定された文化財

種 別	名 称	所 有 者	所 在 地	員 数
有形文化財	天祐寺の木造四面菩薩坐像	宗教法人 天祐寺	諫早市西小路町1116	1 軀

種 別	名 称	管理責任者	所 在 地	面 積
史 跡	越高遺跡	対馬市	対馬市上県町越高30番、32番、33番、34番1、34番2、35番、40番、41番、42番1、42番2、43番、44番1、44番2、45番、46番、49番、58番ホ、58番チ、58番へのうち2,535㎡、35番先から43番先間	8871.3㎡

県指定された文化財及び認定された保持者

種 別	名 称	保 持 者	所 在 地	員 数
無形文化財	三川内焼 細工技術	中里 一郎	佐世保市三川内町889番地	1 名

種 別	名 称	保 持 者	所 在 地	員 数
無形文化財	三川内焼 細工技術	今村 均	佐世保市三川内町692番地	1 名

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト